

登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会（第7回）

日 時：令和5年12月6日（水）15:00～

場 所：登戸区画整理事務所 2階 大会議室

次 第

- 1 第6回住所変更検討委員会の内容確認 . . . 資料1

※資料1はHP掲載の第6回摘録を参照

- 2 住居表示懇談会に関する報告 . . . 資料2

- 3 町名アンケートの最終確認

・アンケート(案)に対する意見まとめ . . . 資料3—1

・町名アンケート(案) . . . 資料3—2

・町名アンケートインターネットページ(案) . . . 資料3—3

- 4 次回（第8回）議題について

※1月はアンケート集計作業のためなし

次回：令和6年2月21日（水）15時00分～

議題：アンケート集計結果の報告・確認

【事務局】 川崎市 登戸区画整理事務所 石川担当課長 谷田貝担当係長 岡野

（連絡先）044-933-8571 （メールアドレス）50nobori@city.kawasaki.jp

【住居表示懇談会の報告】

日時：令和 5 年 11 月 27 日（月）午後 3 時から

場所：川崎市市民文化局会議室

委員：遠藤清孝（神奈川県警察本部 川崎市警察部） 大西 渉（日本郵便株式会社 川崎港郵便局）
小田富英（日本地名研究所） 菊池恒雄（川崎地名研究会）
宮地良枝（横浜地方法務局 川崎支局） 吉田ゆり子（東京外国語大学 大学院総合国際学研究院）

議題：「登戸土地区画整理事業に伴う町名の変更について」

（主な意見）

・区画整理によって津久井道の景観が失われたことが残念である。（小田委員、菊池委員、吉田委員）

・登戸の町をこれからどういう町にするのか、この町の歴史的な背景をどういう風に考えたらよいのかというようなことを、検討委員会の中でも話していただける機会があるのか。

（小田委員、菊池委員、吉田委員）

・「なか」と呼ばれていたので、「町」はつけなくても「中」という町名でよい。

（小田委員）

・歴史的には「中」は光明院のあたりだが、その近くにあった役場の場所も含んで村の中心として「なか」や「なかむら」だったので、役場が区役所として事業区域内に移っているので中心という意味で「中」でもよい。（菊池委員）

・区域外で登戸〇〇番地のところが、今後また新たに整理されることはありうるのか。あるのであれば、また町名を付けることを想定して今回の町名を考えた方がよいと思う。（吉田委員）

・「登戸中町」になると、「登戸新町」という町名と混同しやすくなるかなと思うので、似たような町名は避けた方がよいかなと思う。（宮地委員）

・町名については特に問題はないが、登戸地区の真ん中に新しい町名が入るということで、変わってすぐの配達の際に混乱はするかなと思う。区画整理事業区域の北側と南側について、将来的に別の町名を付けて頂いた方が配達はしやすくなる。（大西委員）

※後日、詳細の会議録は川崎市ホームページに掲載予定です。

【（場所）トップページ＞くらし・手続き＞届出・手続き・相談＞住所・戸籍・証明書・マイナンバーカード＞住居表示について】

【アンケート(案)に対する意見まとめ】

〔まちづくり推進協議会〕

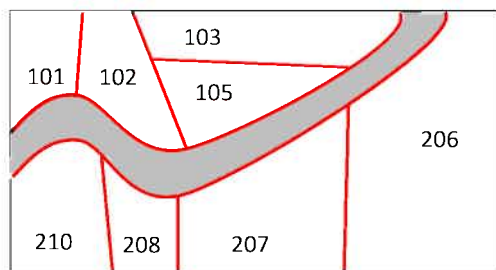
- ・ 11/29 の協議会内での意見等は特段なし
- ・ 登戸〇丁目は使用していいのか、使用した場合はどのようなになるのか。
→使用可能。使用した場合には地区内に「登戸〇番地」の地域と「登戸〇丁目〇番地」の地域ができることを説明。住所を表記した場合の変更点についても説明し、アンケートにも同様の内容を記載。
- ・ それぞれの町名の変化によって生じる弊害などについても記載をして欲しい。
→弊害などを記載することによって回答者の判断に影響が生じてしまうため、本アンケートについては各回答者の主観で選択してもらうために削除した経過を説明。

〔町内会〕

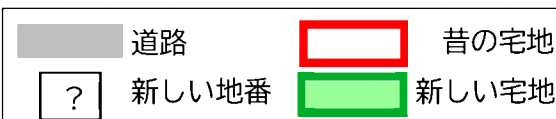
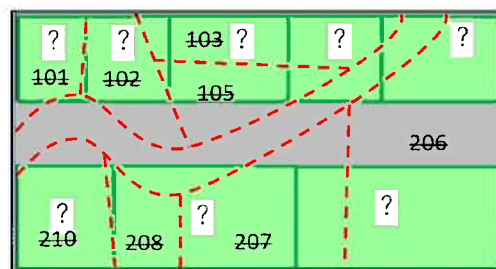
- ・ 氏名が無記入の回答は無効か？（無効であればその旨明記した方がいいのでは）
⇒無記名は無効と考えている。アンケート回答用紙やフォームに強調して記載。
- ・ 1人1票とあるが、極論赤ちゃんでも有効1票か？
⇒町名を理解して選択できるのであれば年齢を問うことはしない。（年齢設定が難しいため）アンケートに誰でも回答できることを記載。

■ どうして住所変更が必要となるのか

(例) 区画整理前



区画整理後



区画整理前は左図（上）のように宅地の形状もバラバラで、道も幅が狭く入り組んだ状態となっており、緊急車両の通行や来訪者の訪問などが困難な状況となっていました。

区画整理後は左図（下）のように宅地を整理することで、道路の幅も広くなり、緊急車両の通行も円滑になる、来訪者の訪問もわかりやすくなる状況となります。

しかし、図のように昔の宅地の形状と新しい宅地の形状が一致していないため、新たに地番を付していく必要が生じます。また、令和5年5月実施のアンケートより「新しい町名とする」こととなり、今後は新しい町名を決定し1番地から地番を付していくこととなります。

■ 住所変更に伴う手続(参考)

皆様が手続をする必要があるものの例

- 運転免許証の住所・本籍
- 自動車検査証
- 登記簿における法人の所在地、法人の役員住所
- 土地・建物登記簿の権利部（所有名義人の住所）
- マイナンバーカード
- 金融機関、生命保険会社、携帯電話、勤務先など

皆様が手続をする必要がないものの例

- 区役所等の官公署で保管している住民基本台帳（住民票）、印鑑登録原票（印鑑登録証明書）、戸籍、戸籍の附票
- 土地・建物登記簿の表題部
(▽例：登記簿の例（赤枠部分が変わります。))

神奈川県川崎市多摩区登戸		全都市場証明書		(土地)	
表題部	(土地の表示)	図割	不動産番号	0000000000000	
地図番号	14-1	境界特定	14-1		
所在	川崎市多摩区	〇丁目	〜新町名		
① 地番	1	② 地目	1	③ 地種	1
④ 番	1	⑤ 宅地	1	⑥ 3	57
原因及びその日付〔登記の日付〕					
[昭和45年7月30日]					

住所として
使用する部分

※上記は一例です。今後、新住所のご案内・通知書と併せて、住所変更に伴う手続のご案内を送付させていただきます。

住所変更に関する手続につきましては、大変お手数をお掛け致しますがよろしくお願いいたします。

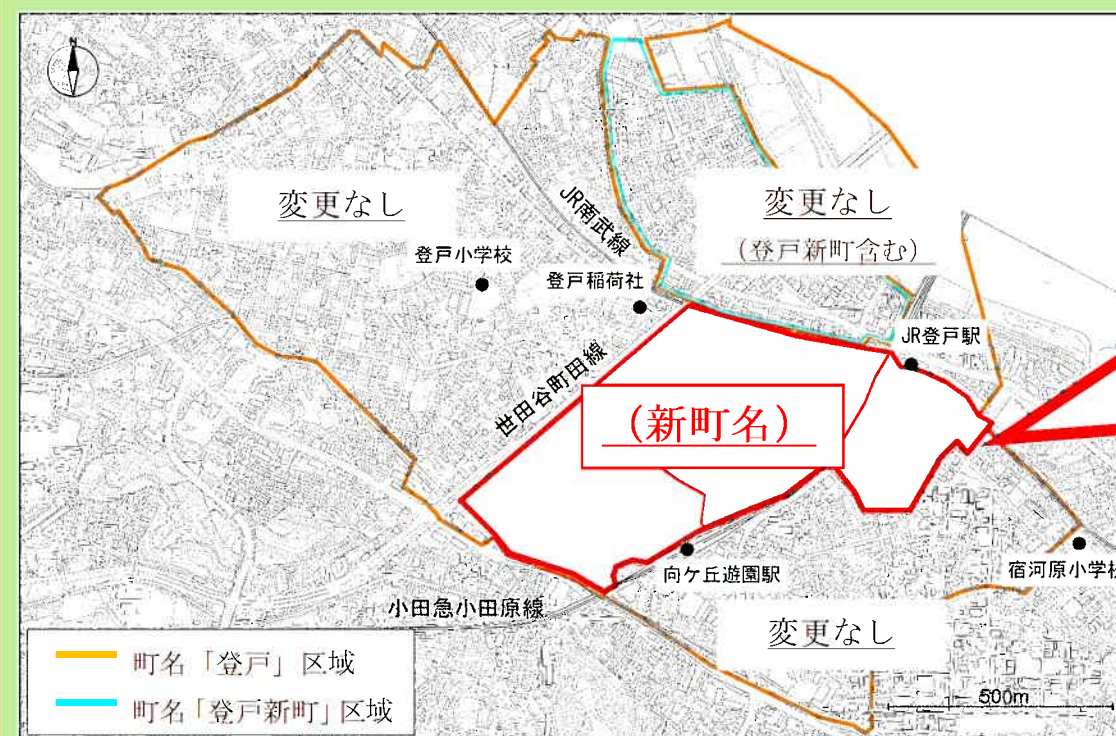
令和8年頃
(予定)

まちめい
重要 (町名アンケート)

回答締切：令和〇年〇月〇日(〇) (消印有効)

登戸土地区画整理事業に伴い
住所が変わります*1!!

どの町名がよいですか？



注：町名・地番の変更は
※2 赤枠内の区域で
実施します。

- ※1 登戸地区は土地の地番を住所に使用しています。土地区画整理事業に伴い、現在使用している町名及び地番が変更となります。
- ※2 赤枠内の区域(登戸土地区画整理事業を実施している区域)のみが変更されます。赤枠外の区域の「登戸」及び「登戸新町」の町名・地番の変更はありません。詳しくは下記に記載の事務局までお問い合わせください。

住所の中で変わる部分は？

多摩区 登戸 (以下、地番) → 多摩区 〇丁目(以下、新しい地番)

現在の住所 新しい住所

登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会

〔事務局〕川崎市 まちづくり局 登戸区画整理事務所

多摩区登戸2202-1 TEL 044(933)8571 FAX 044(934)3881

新しい町名の案及びアンケートは次ページに記載してあります

<アンケート>

新しい町名の案 A・B・Cのうち、どの町名がよいですか？

QR

インターネットでの

←回答はコチラ

1台のPC／モバイルで同居の方／ご家族全員ご回答いただけます。
(所要時間1分程度)

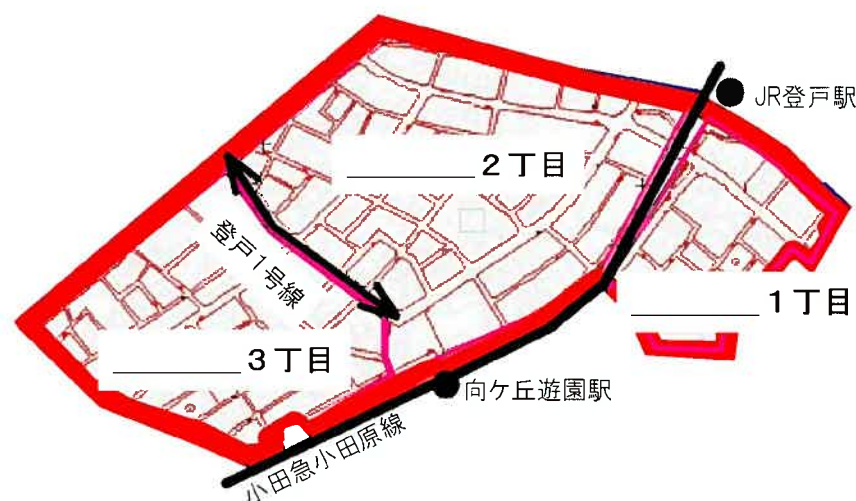
のぼりと
A: 登戸 ○丁目

のぼりとちゅうおう
B: 登戸中央 ○丁目

のぼりとなかまち
C: 登戸中町 ○丁目

アンケートの対象は？

アンケートの対象者は下図赤枠内に在住の方(法人含む)又は土地の権利者(所有者、借地権者等)の方です。



※町の境界の位置はおおむねの位置で示しています。

回答方法は？

回答締切 令和0年0月0日(0) (消印有効)

- ・アンケートは1人1票です。(複数回答は無効)
- ・回答は別紙回答用紙、インターネットをご利用ください。
- ・回答用紙は、多摩区役所(1階ロビー階段わき)・登戸区画整理事務所(受付右手)に設置の回収箱へ投函又はFAXにて送付してください。
- ・回答用紙が足りない場合は、恐れ入りますが用紙をコピーしてご利用ください。(多摩区役所・登戸区画整理事務所に設置する回収箱にも回答用紙を用意しますので、そちらもご利用いただけます。)
- ・アンケート結果は令和6年2月下旬頃に、登戸区画整理事務所ホームページの「住所変更に関する取組」からご確認ください。

町名はどうやって決めるの？

(町の境界)

公道・河川・鉄道などの恒久的施設をあてます。今回の変更では
①小田急小田原線②登戸1号線としています。

(1丁目～3丁目の配列)

JR 登戸駅を基準点として放射式に配列しています。

(町名)

「親しみやすさ／わかりやすさ」、「登戸のこれまでの歴史的経過」、「将来、住居表示を実施する可能性を考慮した場合の影響」などを踏まえて、登戸土地区画整理事業地区 住所変更検討委員会(登戸地区(登戸新町含む)に存する町内会の代表者の方により令和5年6月に設立した組織(以下「検討委員会」という。))において、令和5年5月に実施したアンケートの結果をもとに選考しています。

⇒今後、今回のアンケート結果をもとに、検討委員会で新しい町名の案を決定していきます。

新しい町名はいつ変わる？

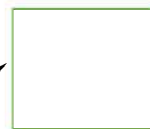
令和8年に換地に関する権利及び清算金の額を確定する換地処分を予定しています。
この換地処分の公告の翌日から新しい住所となります。

これまでの検討の経過や今後の検討記録及び今回のアンケート結果(令和6年2月下旬頃公表予定)はこちらのホームページでご確認ください。
<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000150854.html>

QR

【アンケート回答用紙】

インターネットでも
ご回答いただけます。
(所要時間 1 分程度)



↑

紙面の場合はこちらをご記入の上、回収箱又は FAX でご回答ください。

1 台の PC / モバイルで同居の方
/ ご家族全員ご回答いただけます。

(回答締切: 令和〇年〇月〇日(〇))

アンケートの対象者は登戸土地区画整理事業を実施している赤枠内の区域に在住の方(法人含む)又は土地の権利者(所有者、借地権者等)の方です。

① 次の該当するものに○してください。(必須・複数回答可)

区域内の居住者 ・ 区域内の法人 ・ 区域内の土地権利者(所有者, 借地権者等)

①に該当しない方はアンケートの対象外となります。

② 氏名をご記入下さい。(必須)
(法人の場合は法人名)

〔氏名〕

※住所を決める大事なアンケートになりますので、氏名のご記入にご協力をお願いします。

なお、他への流用やアンケート結果公表時の掲載などは一切いたしません。

※氏名未記入の場合は無効となります。

③ 該当する年代に○してください。(必須)

19歳以下

20～39歳

40～59歳

60歳以上

法人の為該当なし

④ どの町名がよいですか? よいと思う町名に○してください。(必須・1つまで)

A のぼりと
登戸 1丁目～3丁目

B のぼりとちゅうおう
登戸中央 1丁目～3丁目

C のぼりとなかまち
登戸中町 1丁目～3丁目



⑤ 上記④の回答について、選択した理由を教えてください。(任意)

アンケートは以上です。ご協力いただきありがとうございました。
令和〇年〇月〇日(〇)までに、**多摩区役所 1 階ロビー階段わき**又は
登戸区画整理事務所にご持参いただき、設置した回収箱に投函してください。
または、**FAX (044-934-3881)**にて送信してください。

▲ 入力の不正しい項目があります。

下記のフォームにご入力をお願いします。

Q1. 次の該当するものを選択してください？（必須・複数回答可）

いずれにも該当しない方は本アンケートの対象外となります。

必須

- ☒ 区域内の居住者
- ☐ 区域外の住人
- ☐ 区域外の土地権利者（所有者、借地権者等）

いずれかを選択しなければQ2以降の設問は表示されません。

Q2. ② 氏名（法人の場合は法人名）をご記入下さい。（必須）

※住所を決める大事なアンケートになりますのでご記名にご協力をお願いします。

他への流用やアンケート結果公表時の掲載などは一切いたしません。

※氏名未記入の場合は無効となります。

氏名

氏 必須

名 必須

必須項目です。



0 / 64

必須項目です。



0 / 64

Q3. 該当する年代を選択してください。（必須） 必須

- ☒ 19歳以下
- ☐ 20-39歳
- ☐ 40-59歳
- ☐ 60歳
- ☐ 記入のため回答なし

Q4. 新しい町名の案 A・B・Cのうち、どの町名がよいですか？（必須・1つまで） 必須

- ☐ A 登戸（のぼりと）の丁目
- ☐ B 登戸中央（のぼりとちゅうおう）の丁目
- ☐ C 登戸中町（のぼりとなかまち）の丁目

必須項目です。



Q5. Q4. の回答について、選択した理由を教えてください。（任意回答）

A3のアンケート用紙（裏表2枚）が確認できます。
初めから表示されています。

「戻る」アンケート詳細は初めから確認いただけます。

0 / 10000

→ 無回答へ進む

📁 入力内容を一時保存する

※必須項目について入力がされていないと、未入力部分に赤字で表示され回答の登録がきません。